

## 吹田市商工業振興対策協議会 議事録

- 1) 開催日 平成27年8月11日(火)
- 2) 開催場所 吹田市役所中層棟4階 第4委員会室
- 3) 開催時間 15:00～16:30
- 4) 出席委員 佐竹委員 濱崎委員 石川委員 井川委員 好見委員 田中委員  
浦部委員 市川委員 西尾委員 金谷委員 森田委員 立山委員  
鈴木委員 宗委員
- 5) 欠席委員 なし
- 6) 出席職員 中江部長 中野次長 奥山参事 大下参事 光岡参事 達脇主査  
宮崎主任
- 7) 傍聴者 0名

事務局：お待たせいたしました。定刻になりましたので、只今より、「吹田市商工業振興対策協議会」を開催させていただきます。

皆様にはお忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

それでは、まず始めに開催にあたりまして、本来であればまち産業活性部長の中江より御挨拶を申し上げますところですが、他の公務の関係で遅れておりますので、まち産業活性部次長の中野より御挨拶を申し上げます。

— 中野次長 あいさつ —

それでは続きまして、佐竹会長より御挨拶をお願いいたします。

— 佐竹会長 あいさつ —

ありがとうございます。

事務局：次に、事前に送付させていただいております資料の確認をさせていただきます。

まず「次第」、それから「資料集」として資料番号1から3の資料及び参考資料がございます。  
以上、不足はございませんでしょうか。

それでは、以後の進行につきましては、佐竹会長によりしくお願いいたします。

会 長：それでは、ここからの進行は、私の方でさせていただきます。

まず、傍聴人ですが、事務局の方、いらっしゃいますでしょうか。

事務局：本日の傍聴希望者はおられませんでした。

会 長：それでは、案件に入ります前に、本日の議事録署名人の方を指名させていただきます。

西尾委員、金谷委員をお願いいたします。

会 長：それでは、次第2「案件」に入りますが、順番を少し入れ替させていただきます。

まず、「(2) 産業競争力強化法に基づく創業支援事業に係る平成26年度事業実績報告及び平成27年度事業実施状況について」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、資料番号2「産業競争力強化法に基づく創業支援事業の実施について」を御覧ください。

— 資料番号2に基づき説明 —

会 長：ありがとうございました。

今、御説明がありましたが、御意見等ありましたらよろしくをお願いします。

特に御意見等が無いようですので、それでは次に、「(3) 『すいたんプレミアム商品券』の販売状況等について」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、資料番号3を御覧ください。

すいたんプレミアム商品券につきましては、今年度2回に分けて発行していくということで、第1回目を7月5日から3日間、市内の商店街及び小売市場15カ所、公共施設7カ所の合計22カ所で販売をさせていただきました。この3日間で一部売れ残った商品券については、市内の商店街及び小売市場に御協力いただいて7月8日に改めて販売させていただき、4日間で4万冊を完売いたしました。

今回の販売にあたっては、お一人あたり5冊までという上限を設けて販売をいたしましたが、現在集計中の状況では、お一人あたりの平均購入冊数は約4冊という結果になっており、計算上では約1万人の方々に御購入いただいたという状況になっています。また、各販売所においては先着順の販売でしたので、早朝から並ばれる方も数多くおられ、市役所の本庁舎では、午前10時からの販売のところ、午前6時には先頭の方が並ばれているという状況もありました。一方で、並ばれたにもかかわ

らず御購入できなかったという方も数多くおられ、市役所や吹田市商業団体連合会の事務局には、お叱りの電話やメールが入るといった状況もありました。

販売方法が先着順ということについては事前に周知しておりましたが、販売所での当日の整理券の発行などについて事前にお知らせできていなかったことが混乱を生んだ面もあり、反省点であると考えております。販売方法については、吹田市に先行しての箕面市や池田市などでの先着順による販売と、豊中市や大阪市などでの事前の申込制による販売といった二通りの販売方法が取られているようですが、この7月の販売状況に対して市民や市議会議員の方々からの数多く寄せられている御意見、御提案などを踏まえて、11月に予定している第2回目の販売方法については再度検討させていただいた上で、市報等で周知をしていきたいと思っております。

今回販売させていただいた商品券については、7月5日から御利用いただいておりますが、9月6日までの使用期間となっております。現在約1ヶ月が経過をしていますが、金融機関の方にお伺いすると、先週時点で4万冊のうち約半分について、各取扱協力店の方々による換金手続きが行われたという状況でした。また、現状では商品券を手元にお持ちでまだ換金に来られていないお店もおられると思っておりますので、実際はもう少し多く使用されているのではないかと考えております。

いずれにしても、使用期間中に4億8千万円分の全ての商品券をお使いいただき、地域経済の活性化、消費喚起につながっていくように期待をしておりますとともに、第2回目の販売も皆様のお知恵もお借りしながら成功させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会 長：ありがとうございました。

今、御説明がありましたが、御意見等ありましたらよろしく申し上げます。

特に御意見等が無いようですので、それでは、本日の主要な案件であります「(1) (仮称)吹田市商工振興ビジョン 2025 における基本理念、基本方針及び施策体系(案)について」ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、資料番号1「(仮称)吹田市商工振興ビジョン 2025 における基本理念・基本方針・施策体系(案)」を御覧ください。

今回のこの資料につきましては、現在策定作業を進めております新たなビジョンにおいて最も重要な位置付けとなる、基本理念、基本方針、それから具体的な取組内容を示す施策体系について、その内容をお示ししています。

#### — 資料番号1に基づき説明 —

会 長：ありがとうございました。

今、御説明がありましたが、御意見等ありましたらよろしく申し上げます。

委 員：本日資料を配布させていただいておりますので、その内容について御説明させていただきます。

まず、5ページについてですが、これは経済センサス、昨年の吹田市事業所実態調査、そして私たち民商が今年の1月から3月にかけて会員に対して行った実態調査の、それぞれの結果をまとめたも

のです。これは、私たちが吹田市の地域経済の現状をどのように考えているのか、そして今後どうしていかなければならないのかという基本線を記したものです。

一点目についてですが、中小企業が吹田の経済と雇用を支えていることは明確であり、2割程度の事業所が業績を伸ばしている一方で、8割から9割の事業所は減少又は横ばいなど厳しい状況にあります。特に、私たちの会員の7割程度を占めている、年間売上額が1,000万円以下の小規模企業者の方々は、必死になって経営を支えているという状況ですので、新ビジョンはこういった実態の改善に応えていく必要があると考えます。

二点目についてですが、最近では特に建設業と小売業の落ち込みが非常に大きいですので、建設業、小売業についてそれぞれの対策をしっかりと行っていく必要があると考えます。まず建設業についてですが、ビジネスチャンスの拡大を図るためには仕事を起こしていくことが大事であると考えています。それから小売業では、商店街や小売市場をしっかりと支援していくとともに、それらを「公共財」として市民的に認知をしていくことが必要であると思います。

三点目は、民商の実態調査結果から分かることですが、経営が厳しい中で税金を滞納されている方や、国民健康保険料を滞納されている方がおられるとともに、国民年金は圧倒的多数が加入していない実態があるということをしかりと直視する必要があると考えます。同時に社会保障については「バラマキ」という捉え方ではなく、地域経済振興策という捉え方が求められていると考えます。

四点目についてですが、そういった厳しい状況下でも、吹田市の事業所実態調査結果に反映されているように、製造業や卸売業を中心に業績を伸ばしている企業があることが分かっています。また、環境への取組をビジネスチャンスや事業戦略の一つとして捉えられているところもありますから、こういった事業所の実態をもう一度しっかりと把握をして、その実態に沿った支援策を考えていくことが必要ではないかと思えます。そういった点においては、吹田市では市内11,000の事業所に対するセンター的機能を持った相談窓口などの施設が必要ではないかと考えており、朝日町にある駐車場を改修されてはどうかということも提案をさせていただいています。

五点目は、吹田市の開業率についてですが、2006年以降急激に落ち込んでいます。やはり既存の事業者が元気でないところでは開業率は上がらないと思えますので、そういった意味では、既存の事業者がこういった実態に置かれているのかということをも改めて見ていく必要があると思えます。また、開業資金が足りない方、開業資金があっても上手くいかない方、開業したけれども生活費が足りずに上手くいかなかった方など様々なケースがありますが、フランスやドイツでは、生活費を援助するなど開業に対して特別の支援体制を持っています。日本であれば、農業を始めようとする方には一年間、毎月15万円程度の補助金が出る制度がありますが、中小企業者に対してもそういった特別の支援が必要ではないかと思えます。

六点目についてですが、地域内再投資におけるヒト・モノ・カネの地産地消の主体は、中小企業だけではなく、吹田市や大企業、大型店、地域金融機関なども含まれます。こういった会議の場では、吹田市がどのような支援をされるのかということや、中小企業者が自主的にどう努力するかということが議論の対象になりがちですが、大企業、大型店、地域金融機関が社会的な責任を果たし、地域貢献をしっかりと行うということも重要ではないかと思えます。

七点目についてですが、吹田市は人口36万人の都市ですから、市役所が吹田市全体を見ることは難しいと思えます。総合計画においては6つの地域別に施策が紹介されており、また福祉分野では地域包括センターが地域ごとに設置されていますが、地域経済振興についても地域ごとに担当を置き、

もっと住民の近くで実態を把握して施策を展開することが必要であると思います。

最後八点目については、結論として吹田市産業振興条例に沿った全庁体制を敷くべきであると申し上げています。

以上が実態調査に対する私たちの現状認識です。

次に、それを踏まえてどのように施策展開を行っていくのかということについて、9ページに「期待される地域経済振興の方向性」を記載させていただいていますが、これは今回提案されている基本理念に相当するものです。

一点目は、まちづくりの関係の中で地域経済振興を考えていくということです。そのキーワードは福祉、環境、防災、住民参加であると考えます。二点目、三点目は市から提案されている理念と全く同じで、四点目は人づくり・組織づくりです。そして、それらの視点から導き出される地域経済振興の方向性として、資料に記載されている8項目をまとめており、私たちはこれらに沿って分野ごとの提案をしていきたいと考えています。

その次の項目については、市から提案された考え方に対してどのように考えているかということの一つずつ記述しているものですが、基本理念の部分だけ説明させていただきます。本日御説明いただいた基本理念の部分では、「地域経済の循環及び活性化」と「中小企業者、とりわけ小規模企業者の発展が不可欠」と明快に述べられています。その点については賛成ですが、ここではその上で必要であると考えられる三点のことを取り上げています。

一点目についてですが、産業振興条例の第1条の目的では「地域経済の循環及び活性化」と同様の柱として「産業基盤の安定及び強化」という柱がありますので、この二つの柱をきちんと位置付ける必要があると考えます。

二点目は「都市の活力の創造」という表現についてですが、この表現では概念が曖昧ですので、できればもっと分かりやすい表現にするべきではないかと考えます。これも産業振興条例第1条にありますように、「安心安全な市民生活の確保」や「調和のとれた地域社会の発展」などの表現を使ってはどうかと思います。また、それを説明するために、その下に後藤市長、慶應義塾大学の植田教授、京都大学の岡田教授の考え方を紹介させていただいています。

三点目は「事業者の発展を支援する」主体についてですが、これは先ほども言いましたように、中小企業と吹田市だけではなく、大企業、大型店、地域金融機関なども含まれるということが産業振興条例の中にも示されていますので、基本理念の中にもそういったことをしっかりと位置づけるべきではないか考えています。

以上です。

会 長：ありがとうございました。

それでは、この案件については、先ほどのビジョン策定専門部会においても御意見を頂いておりますので、できれば専門部会に参加されていない委員の方々からも御意見を頂ければと思います。

委 員：ビジョンの基本理念や基本方針の策定ということで、非常に網羅的に記載されているのではないかと感想を持っています。その中で、先ほど委員からの御意見にもあったように、より細かく色付けをしていく必要がある部分については検討中であるとのことだと思います。

私自身が深く関与しているのは基本方針Ⅰ又は施策Ⅰの創業支援に関する部分ですが、昨年に引き続き今年も吹田市での女性創業塾の講師を務めさせていただきます。その他例年、吹田商工会議所主催の創業塾などでも講師をさせていただいているのですが、出席者の方々は非常に熱心に御受講いただいています。また、こういったセミナーなどにおいては、受講者の方々の創業段階は様々で、創業直前で受講している方もいれば、いずれ創業できればという興味や考え方で受講されている方も半数以上いるということが実情ですが、それはマイナスの話ではなく、そこから創業意欲を喚起して皆さんの意識が高まって行けば、ここで記載されている「地域経済の新たな担い手の創出」につながっていくのではないかと感じています。

また、私は今年も女性の創業支援ということで担当させていただくのですが、創業支援を行うにあたって男性と女性を区別することが是か非かということはさておき、女性の創業ということについては、大きく二つの特徴があると考えています。一つは子育てなどのライフステージに関わる部分が大きいので、創業塾を受講される時期と実際に創業をされる時期がかなりずれてしまうことがあるということです。もう一つは、地域のコミュニティビジネスということを考えられる方が非常に多くなっているため、「地域経済の新たな担い手」という意味では非常に力強く感じているということです。

委員：私は現在、市場関係の仕事に携わっていますが、例えば生鮮三品を扱っている問屋などにおいては、大規模店舗が市場に出回る前に先に持って行ってしまうということを聞いたことがあります。大規模店舗に対しては、過去には大店法などによる様々な出店規制もあったと思うのですが、最近では出店を食い止めることができず、大規模店舗がまとめて仕入れをしてしまうと単独で仕入れをしている一般の商店街や市場のお店などには売れ筋の品物が残っていないという状況があるようです。そうすると仕入れ段階から優劣がついてしまっているような気がしますので、そういった部分に対して何か対策ができないかと思っています。

また、吹田市では創業される方が多いということですが、新たに創業された方については3年程度は継続状況を確認していただいて、廃業してしまうところや継続しているところなどの結果を確認していくことも必要だと思います。

いずれにしても私たち小規模企業者にとっては、大企業も含めて最初から競争できるような環境づくりをしていただければありがたいと思います。

委員：御説明いただいた資料にある「対象事業」というものは、現在既に実施している事業なのでしょうか。

会長：その通りです。また、本日御提案いただいている基本方針に沿ってこれから策定していく新たなアクションプランについては、本日頂いた御意見も含めて検討させていただきたいと思います。

委員：廃業について、その理由としては事業を承継する人材不足や事業内容が時代に沿っていないということなどがあるかと思いますが、廃業そのものを食い止めることを考えていく必要があるのか、既存の事業者支援をすれば廃業の食い止めにもつながるのか、悩んでいます。

また、施策Ⅲに記載されている「販路開拓」は、これは言うのは簡単ですが、実際にはとても難しいことです。これは基本方針ではなく、施策や事業の話になるかもしれませんが、方針は良いとして

もその方針を施策や事業に落とし込んだ時に実効性のあるものにしていくことを考えていく必要があると思います。

会 長：創業支援の中には当然廃業阻止ということも入ってきますし、同様に企業誘致の中には企業の流出防止のための施策というものも入ってきますので、そういった広い考え方で施策を捉えていただければと思います。

委 員：今回御提案いただいた基本方針や施策については、全体を俯瞰する形で総合的に記載されていると思います。素朴な疑問で申し訳ないのですが、現在、起業をしようとする方々は実際に多いのでしょうか。

会 長：たくさんおられます。

ワークライフバランスや最近ではダイバーシティマネジメントなどと言われていますが、企業が女性だけでなく、外国人や高齢者や障害者の方々を活用しようとする考え方があります。そういった人たちが創業しようとしたときに、例えばテレワークという形で自宅でも仕事ができるワーキングスタイルも生まれていますので、創業の機会は以前よりも増えています。

ただ、廃業される方も多いので入れ替わりが激しいことも事実です。ですから、先ほど委員が言われたように廃業阻止ということを考えることも必要かもしれません。その方策として、例えばソーシャルビジネスのように、大儲けはできませんが、地域に貢献することでモチベーションを高めながら地域内再投資を行う、すなわち地域の中でお金を回していくようなビジネスが活性化のベースになる可能性もあります。ただ、従来のソーシャルビジネスやコミュニティビジネスは、子育てを終えた女性や退職後の男性などがあまり儲けにこだわらずにボランティアの意識で事業を行うために、お金が回らなくなってしまうことがあり、あまり広がっていません。しかし、ビジネスでは事業を回していくためのお金を儲けることが必要であり、創業する限りはビジネスをしっかりと理解することが必要ですから、そのための取組として吹田市では創業塾などを実施しているということです。

副会長：法人であれ個人事業主であれ、創業を促していくことは必要ですが、「創業」に対して抱かれがちな「何かハードルを越える必要がある」というイメージを、このビジョンの中でどのように表現していくのかということを考える必要があると思います。

また、基本方針Ⅰに記載されている「廃業率の抑制」という表現には賛成できません。アベノミクスでは、開業率、廃業率ともに10%を目指すと言われており、すなわち産業の新陳代謝を促すということだと思います。金融庁からも金融機関に向けて、明らかに継続が困難な事業をいかにソフトランディングさせるかということが監督指針として出されています。そういう意味でいうと廃業率を抑制する必要は無く、廃業した後、それをどのようにして次につなげていくかということを考える事が必要です。大企業だけでなく最近では中小企業でも、ある特定の技術分野についての部分的なM&Aなども行われていますので、この表現はもう少し考えてみても良いのではないのでしょうか。

会 長：もともと問題になっていたのは開業率よりも廃業率の方が高くなっていることであり、それがこの失われた20年の問題になっています。いわゆる「限界企業」を残していくことというのは、学

間的な言い方をすると「社会的非効率」を生むということになりますので、それはもちろん問題なのですが、継続していけるはずの企業が廃業に追い込まれるケースには、事業承継の問題だけではなく、ビジネスチャンスを掴み切れていないという要因もあるかと思います。確かに時代に合わない業種まで残すことは無理ですが、先ほどお話のあった M&A や、産学連携による類似業種への移行のためのマッチング支援、また経済団体の役割として、そのためのプラットフォームづくりを進めていくことなどが必要であると考えます。

副会長：人材育成ということについては、中小企業ではそもそも人材が集まらないという現状があります。既存の人材を育成していくということはもちろん重要ですが、新卒の就職率も上がり、失業率が下がっている中で、中小企業の抱える課題は人材育成というより人材確保に移っている部分もありますから、そのために、中小企業の魅力を引き上げるためのより具体的な施策を考えていく必要があるかと思います。

会長：人材不足については、先ほども申し上げたダイバーシティマネジメントに絡んでくる問題です。中小企業では定年を廃止している企業もありますが、人材不足への対策として、そのようないわゆる家族主義経営ということも一つのやり方です。高齢者の活用には、技術流出の防止や技術継承の促進という側面もあります。

また、中小企業の人材採用においてメインターゲットとなるのは、新卒ではなくて優秀な第二新卒です。私のゼミでもこれまでに、新卒で大企業に就職したものの夢破れて 30 歳までに辞め、その後私が紹介した地元の有力な中小企業に就職した学生がいますが、転職後は非常に伸び伸びと働いています。そういった第二新卒をどのように引っ張ってくるかということが、中小企業の人材確保において重要なポイントであると思います。

委員：廃業率の抑制についてですが、経済産業省も中小企業庁も残念ながら現状に対する矛盾的な施策を行っています。その代表的なものが産業の新陳代謝という考え方です。

1999 年の中小企業基本法の改正は中小企業に自立を促すことを目的としたものですが、それが失敗したために小規模企業振興基本法ができました。ですから、中小企業に自立を促すという考え方をシフトしたはずなのですが、依然としてその中で残っている代表的なものが産業の新陳代謝という考え方なのです。私たちが見なければならないのは、実際に地域で事業や生活をしている住民に対してその仕事を辞めさせることが、行政がやるべき仕事なのかどうなのかという問題です。リタイヤする余力がある人はリタイヤできますが、残念ながらそれができない人たちが多数いるという現実をしっかりと見ていく必要があります。そういった人たちを無理にリタイヤさせるとどうなるかという、生活保護の対象になります。そうするともっと大変な部分に税金を投入しなければならなくなります。

吹田市の事業所実態調査の結果では、約 18%の経営者が 70 歳代から 80 歳代になっており、私も驚きました。その年齢まで事業主として社会貢献をされていることは素晴らしいと思いますし、高齢化社会に向かっている中で、こういった方々が多数生まれてくることは良いことであって、それを促進していく施策が絶対的に必要だと思います。また、圧倒的多数の人たちは自力で頑張っていますが、自力で頑張ることができない人たちは景気変動や社会保障に影響されており、そういったことから、社会保障施策は地域経済振興策として捉える必要があるという御説明をさせていただきました。そし



て、そういった人たちが長年の事業の継続の中で培ってきた強みをどのように社会の中で活かしていくのかということを考えるべきではないかと思います。

委員：雇用の拡大という面については、創業も必要である一方で、既存企業において働く人を増やすということも重要であると思います。また、産業振興条例の第1条にある「就労機会の増大及び安心安全な市民生活の確保に資する」という考え方にに基づき、人における地域内再投資ということで、地域の人を雇って吹田市内で消費活動をしてもらうということも重要です。中小企業に限らず、企業が長く活動していくためには、経済状況等も鑑みて人を雇用していくことが必要ですが、特に第二新卒の採用については、人材確保の必要性和会社の固定費となる人件費とのバランスで採用をためらうような企業を後押しするような支援があれば良いと思います。

委員：施策Ⅱの企業誘致に関係するのですが、先日、商工業振興対策協議会委員に対して片山東における大規模店舗の立地についての意見を求められ、その際に近隣の小規模企業者の方々との関係について質問をさせていただきました。それに対して出店事業者からは、中小企業者との共存共栄を図るという、産業振興条例にも書いてあるような答えを頂いたのですが、実際にどのように地域の小規模店舗との共存共栄を図るのか私にはイメージができないので、教えていただきたいと思います。

事務局：過去にあった大店法という法律は現在大店立地法に変わっていますが、大店法の時代は開店時間などを含めて出店調整が可能でした。そして、そういったことに対して意見を出していく場がこの商工業振興対策協議会であったわけです。大店法の時代に大規模店舗が出店する際には、この場で頂いた御意見や、近隣の商店街等などから寄せられた御意見なども踏まえて、市が出店事業者に対して一定の調整を図ってきたわけですが、その後の大店立地法は、周辺的生活環境の維持、保全を目的としたものとなりましたので、その法律の中で出店調整というものはなくなりました。ただ、吹田市としては、そういった中でも大規模店舗の出店に対しては独自の協議要綱を持っており、目的は生活環境の保持にはなりますが、出店事業者とその要綱に基づいた協議を行うにあたっては、必ず地元の商業者に対しても説明の場を設けてもらうようお願いをさせていただいています。大規模店舗の出店に対する規制緩和の流れの中で、法律の目的が大店法に基づく出店調整から大店立地法に基づく生活環境の維持、保全に変わったために、吹田市だけではなく全国の各自治体においても出店調整については非常に苦慮しているところであり、吹田市においても行政として法体系の中で「指導」できる部分はなく、協議要綱の中で地元との調整について「お願い」することしかできません。

今回御意見を頂いている片山の件については、現在大店立地法に基づく協議を進めているところですが、それ以前の開発協議の段階で私たちが知り得た情報については地元の商店街の方々にもお知らせさせていただいて、出店事業者にも説明の場を求めたところです。しかし、出店事業者からは、法律で義務付けられている地元住民に対する説明会とは別に、商店街のみを対象とした説明会は実施しないというお話がありました。

会長：商店街の衰退に対する対策はなかなか答えが出ないものです。商店街に対してお金を出してあげることや規制することは簡単ですが、そういった効果は5年や10年も続きません。自主的に活性化するためには何らかの戦略は必要であり、成功しているところは危機感を持った若い人たちが中心

になって様々な取組を行っています。

委員：吹田市ではここ数年、大規模店舗や中規模店舗の出店が多くなっています。平成 22 年に環境影響評価条例が改正された際に、私はもともと広さ規制が重要だと思っていたのですが、審査期間が 2 年半から 1 年半に短縮されたことが、結果的に大規模店舗が進出しやすい環境を作ってしまったのではないかと思います。そのことについては改めて検証作業が必要ではないかと考えます。

また、いつも私たちの意見をまとめて出店事業者へ出していただいておりますが、それを踏まえて出店事業者は事業計画書を作っています。出店事業者がこの事業計画書の中で市民に対して約束した内容の結果がどうだったのかということ公表すべきであると思います。現在では大規模店舗の進出を規制することはできませんが、法律を守っていくこと、大企業が社会的役割を果たしていくこと、地域貢献をしていくということが、社会的に共通した考え方に発展していますので、それを自治体が条例によって出店事業者に対して迫っていくという姿勢が一番求められていると思います。

会長：それでは最後に事務局から総括をお願いいたします。

事務局：地域経済振興室においては、7月の初めに、案件の中でも御説明させていただいたプレミアム商品券の販売がありました。また、今年は4月に市長選挙があった関係で7月に定例会が開催され、そこでの議会の対応があり、それから8月に入って先週には吹田まつりが開催されるなど、4月以降、準備も含めて非常に大きな業務が続きました。そういった中でも本来、私たちが最も力を入れなければならない業務がこの新たな商工振興ビジョンの策定です。

これまでのビジョンは産業振興条例が無い中で策定されたものですが、産業振興条例に基づく商工振興ビジョンの策定は非常に重要な取組であり、現在作成している今年度の部長マニフェストにおいては、この新たなビジョンの策定を最も重要な項目として位置付けております。ビジョンの策定においてはあくまで産業振興条例が根本にあります。その条例に基づくビジョンとアクションプランを考えていくにあたっては、商工業振興対策協議会委員の皆様のお意見を頂かないことにはより良いものにはならないと考えておりますので、本日も活発に御意見をお出しいただき非常にありがたく思っています。今後も引き続き御意見を頂きながら進めていきたいと思っておりますし、更に言えば、新たなビジョンの策定後にそれを実行していくことが重要ですので、そういった部分も含めて皆様には長い目で吹田市の取組に対して御支援を頂きたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

会長：新たなビジョンについては、本日は大きな方向性について御意見を頂きました。今後、より具体的なアクションプランについての議論に移っていくわけですが、またこの場以外でも御意見があれば積極的にお出しいただければと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。